

(石油石炭税法の一部改正)

第十二条 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 課税標準及び税率(第八条・第九条)
- 第三章 免税及び税額控除等(第十条―第十二条)
- 第四章 申告及び納付等(第十三条―第十八条の二)
- 第五章 雑則(第十九条―第二十二条)
- 第六章 罰則(第二十三条―第二十五条)
- 附則

(戻入れの場合の石油石炭税の控除等)

第十二条 省 略

217 省 略

8 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一・二 省 略

(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)

第十五条 省 略

2・3 省 略

4 国税庁長官は、第一項の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

一・二 省 略

三 石油石炭税につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十七条第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められるとき。

目次

- 第一章 同 上
- 第二章 同 上
- 第三章 同 上
- 第四章 申告及び納付等(第十三条―第十八条)
- 第五章 雑則(第十九条―第二十三条)
- 第六章 罰則(第二十四条―第二十六条)
- 附則

(戻入れの場合の石油石炭税の控除等)

第十二条 同 上

217 同 上

8 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一・二 同 上

(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)

第十五条 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一・二 同 上

三 石油石炭税につき国税通則法第十七条第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められるとき。

四 石油石炭税につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条（更正）の規定による更正があつた場合において、その修正申告又は更正に基づき同法第三十五条第二項（期限後申告書等による納付）の規定により納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうち当該修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由がないと認められるものがあるとき。

5・6 省略

〔採取した見本に関する適用除外〕

第十八条の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号ハ（当該職員のため）に規定する調査に係る質問検査権の規定は、適用しない。

四 石油石炭税につき国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条（更正）の規定による更正があつた場合において、その修正申告又は更正に基づき同法第三十五条第二項（期限後申告書等による納付）の規定により納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうち当該修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由がないと認められるものがあるとき。

5・6 同上

〔当該職員の権限〕

第二十三条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、石油石炭税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 第二十一条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する原油等、帳簿書類その他の物件を検査すること。
 - 二 原油等を保税地域から引き取る者（第十五条第一項の承認を受けている者を除く。）に対して質問し、その引き取る原油等を検査すること。
 - 三 第一号に規定する者の業務に関する原油等又は前号に規定する原油等について必要最少限度の分量の見本を採取すること。
 - 四 運搬中の原油等を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。
- 2 当該職員は、石油石炭税に関する調査について必要がある場合には、第二十一条に規定する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体の原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。
- 3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第四条及び第十三条から第十七条までの規定は、適用しない。

第二十三条 省略

2 省略

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油石炭税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る原油等に対する石油石炭税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該石油石炭税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第七項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

二 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第二項の規定による申告書の提出を怠つた者

三 第十四条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

四 第二十条第一項から第三項まで又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申告をせず、又は偽つた者

五 第二十一条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

第二十五条 省略

2 前項の規定により第二十三条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十四条 同上

2 同上

第二十五条 同上

一 第十条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第二項の規定による申告書の提出を怠つた者

三 第十四条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四 第二十条第一項から第三項まで又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申告を怠り、又は偽つた者

五 第二十一条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六 第二十三条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条 同上

2 前項の規定により第二十四条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科

罰金を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(航空機燃料税法の一部改正)
第十三条 航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第九条)
- 第二章 課税標準及び税率(第十条・第十一条)
- 第三章 税額控除等(第十二条・第十三条)
- 第四章 申告及び納付等(第十四条・第十五条)
- 第五章 雑則(第十六条—第十八条)
- 第六章 罰則(第十九条—第二十一条)
- 附則

(取卸しの場合の航空機燃料税の控除等)

第十二条 第四条の規定に該当する航空機の所有者、使用者、機長又は整備若しくは試運転を行なう者(第六条に規定する者を除く。)が当該航空機に積み込んだ航空機燃料の取卸しをした場合には、当該取卸しをした日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十四条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。)に記載した同項第二号に掲げる航空機燃料税額から当該取卸しをした航空機燃料につき当該積込みにより納付された、又は納付されるべき航空機燃料税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該航空機燃料税額につき既にこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 省略

3 前二項の規定による控除又は還付を受けようとする者は、当該控除又は還付に係る第十四条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする航空機燃料税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならぬ。

4 第二項の規定による還付金につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

目次

- 第一章 同上
- 第二章 同上
- 第三章 同上
- 第四章 同上
- 第五章 雑則(第十六条—第十九条)
- 第六章 罰則(第二十条—第二十一条)
- 附則

(取卸しの場合の航空機燃料税の控除等)

第十二条 第四条の規定に該当する航空機の所有者、使用者、機長又は整備若しくは試運転を行なう者(第六条に規定する者を除く。)が当該航空機に積み込んだ航空機燃料の取卸しをした場合には、当該取卸しをした日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十四条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。)に記載した同項第二号に掲げる航空機燃料税額から当該取卸しをした航空機燃料につき当該積込みにより納付された、又は納付されるべき航空機燃料税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該航空機燃料税額につき既にこの項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 同上

3 前二項の規定による控除又は還付を受けようとする者は、当該控除又は還付に係る第十四条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする航空機燃料税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならぬ。

4 第二項の規定による還付金につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

(当該職員の問題検査権)

第十九条 国税庁の当該職員又は航空機の所有者等の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、航空機燃料税に関する調査について必要があるときは、航空機の所有者等に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は航空機の所有者等の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、航空機燃料税に関する調査について必要があるときは、航空機の所有者等に対し航空機燃料を譲渡する義務があると認められる者(その者の委託を受けて航空機燃料の貯蔵、運搬又は積込みを行なう者を含む。)その他自己の事業に関し航空機の所有者等と取引があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のもの所属する税務署又は国税局の所轄区域内に住居、事務所、事業所、航空機燃料の保管場所その他これらに準ずるものを有する航空機の所有者等に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項(これらの規定を第三項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十条 同上

2 同上

第十九条 省略

2 省略

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十四条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより航空機燃料税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る航空機燃料に対する航空機燃料税に相当する金額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該航空機燃料税に相当する金額以下とすることができる。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者
- 二 第十七条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

第二十一条 省略

2 前項の規定により第十九条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第二十一条 同上

- 一 第十四条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者
- 二 第十七条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 第十九条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十二条 同上

2 前項の規定により第二十条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(電源開発促進税法の一部改正)

第十四条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 課税標準及び税率(第五条・第六条)
- 第三章 申告及び納付(第七条・第八条)
- 第四章 雑則(第九条—第十一条)
- 第五章 罰則(第十二条—第十四条)
- 附則

目次

- 第一章 同上
- 第二章 同上
- 第三章 同上
- 第四章 雑則(第九条—第十二条)
- 第五章 罰則(第十三条—第十五条)
- 附則

(当該職員の質問検査権)

第十二条 国税庁の当該職員又は一般電気事業者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、一般電気事業者に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は一般電気事業者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、一般電気事業者に対し電気を供給したと認められる者その他自己の事業に関し一般電気事業者と取引があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のもの所属する税務署又は国税局の所轄区域内に営業所、事務所その他の事業場又は電気事業法第二条第一項第十六号(定義)に規定する電気工作物を有する一般電気事業者に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項(これらの規定を第三項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十二条 省略

2 省略

3 第一項に規定するもののほか、第七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより電源開発促進税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る販売電気に対する電源開発促進税に相当する金額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該電源開発促進税に相当する金額以下とすることができる。

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者
- 二 第十条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

第十四条 省略

2 前項の規定により第十二条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第十三条 同上

2 同上

- 一 第七条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者
- 二 第十条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 第十二条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十五条 同上

2 前項の規定により第十三条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(自動車重量税法の一部改正)

第十五条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(納税地)

第六条 省 略

2 第十四条の規定により徴収すべき自動車重量税又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第一項(還付)に規定する過誤納金に係る自動車重量税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 五 省 略

(過誤納の確認等)

第十六条 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日から五年を経過する日までに、政令で定めるところにより、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る国土交通大臣等に申し出て、当該各号に掲げる自動車重量税の額その他政令で定める事項について確認を求め、証明書の交付を請求することができる。

一 省 略

二 過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けたとき(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十五条第一項第五号(他の行政機関の処分についての審査請求)の規定による審査請求に対する裁決により第十二条第一項の規定に係る処分の全部又は一部が取り消されたときを除く。)。当該過大に納付した自動車重量税の額

2・3 省 略

4 自動車重量税の過誤納金に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十六条から第五十八条まで(還付・充当・還付加算金)の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日に納付があつたものとみなす。ただし、第二号に規定する自動車重量税に係る過誤納金のうち同号に掲げる日後に納付された自動車重量税の額に相当する部分については、この限りでない。

(納税地)

第六条 同 上

2 第十四条の規定により徴収すべき自動車重量税又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第一項(還付)に規定する過誤納金に係る自動車重量税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 五 同 上

(過誤納の確認等)

第十六条 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日から一年を経過する日までに、政令で定めるところにより、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る国土交通大臣等に申し出て、当該各号に掲げる自動車重量税の額その他政令で定める事項について確認を求め、証明書の交付を請求することができる。

一 同 上

二 過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けたとき(国税通則法第七十五条第一項第五号(他の行政機関の処分についての審査請求)の規定による審査請求に対する裁決により第十二条第一項の規定に係る処分の全部又は一部が取り消されたときを除く。)。当該過大に納付した自動車重量税の額

2・3 同 上

4 自動車重量税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで(還付・充当・還付加算金)の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日に納付があつたものとみなす。ただし、第二号に規定する自動車重量税に係る過誤納金のうち同号に掲げる日後に納付された自動車重量税の額に相当する部分については、この限りでない。

一·二 省略

一·三 同上

(印紙税法の一部改正)

第十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 課税標準及び税率(第七条)
- 第三章 納付、申告及び還付等(第八条—第十四条)
- 第四章 雑則(第十五条—第二十条)
- 第五章 罰則(第二十一条—第二十四条)
- 附則

(過誤納の確認等)

第十四条 印紙税に係る過誤納金(第十条第四項の規定により納付した印紙税で印紙税納付計器の設置の廃止その他の事由により納付の必要がなくなつたものを含む。以下この条において同じ。)の還付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その過誤納の事実につき納税地の所轄税務署長の確認を受けなければならぬ。ただし、第十一条及び第十二条の規定による申告書(当該申告書に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項若しくは第十九条第三項(期限後申告・修正申告)に規定する期限後申告書若しくは修正申告書又は同法第二十四条から第二十六条まで(更正・決定)の規定による更正若しくは決定を含む。)に係る印紙税として納付され、又は第二十条に規定する過怠税として徴収された過誤納金については、この限りでない。

2 省略

3 第一項の確認又は前項の充当を受ける過誤納金については、当該確認又は充当の時に過誤納があつたものとみなして、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十六条から第五十八条まで(還付・充当・還付加算金)の規定を適用する。

(印紙納付に係る不納税額があつた場合の過怠税の徴収)

第二十条 省略

2 前項に規定する課税文書の作成者から当該課税文書に係る印紙税の納税地の所轄税務署長に対し、政令で定めるところにより、当該課税文書について印紙税を

目次

- 第一章 同上
- 第二章 同上
- 第三章 同上
- 第四章 雑則(第十五条—第二十一条)
- 第五章 罰則(第二十二条—第二十五条)
- 附則

(過誤納の確認等)

第十四条 印紙税に係る過誤納金(第十条第四項の規定により納付した印紙税で印紙税納付計器の設置の廃止その他の事由により納付の必要がなくなつたものを含む。以下この条において同じ。)の還付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その過誤納の事実につき納税地の所轄税務署長の確認を受けなければならぬ。ただし、第十一条及び第十二条の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項若しくは第十九条第三項(期限後申告・修正申告)に規定する期限後申告書若しくは修正申告書又は同法第二十四条から第二十六条まで(更正・決定)の規定による更正若しくは決定を含む。)に係る印紙税として納付され、又は第二十条に規定する過怠税として徴収された過誤納金については、この限りでない。

2 同上

3 第一項の確認又は前項の充当を受ける過誤納金については、当該確認又は充当の時に過誤納があつたものとみなして、国税通則法第五十六条から第五十八条まで(還付・充当・還付加算金)の規定を適用する。

(印紙納付に係る不納税額があつた場合の過怠税の徴収)

第二十条 同上

2 前項に規定する課税文書の作成者から当該課税文書に係る印紙税の納税地の所轄税務署長に対し、政令で定めるところにより、当該課税文書について印紙税を

納付していない旨の申出があり、かつ、その申出が印紙税についての調査があつたことにより当該申出に係る課税文書について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十二条第一項（賦課決定）の規定による前項の過怠税についての決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該課税文書に係る同項の過怠税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付しなかつた印紙税の額と当該印紙税の額に百分の十の割合を乗じて計算した金額との合計額に相当する金額とする。

3 5 省 略

6 税務署長は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十二条第三項（賦課決定通知）の規定により第一項又は第三項の過怠税に係る賦課決定通知書を送達する場合には、当該賦課決定通知書に課税文書の種類その他の政令で定める事項を付記しなければならない。

7 省 略

納付していない旨の申出があり、かつ、その申出が印紙税についての調査があつたことにより当該申出に係る課税文書について国税通則法第三十二条第一項（賦課決定）の規定による前項の過怠税についての決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該課税文書に係る同項の過怠税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付しなかつた印紙税の額と当該印紙税の額に百分の十の割合を乗じて計算した金額との合計額に相当する金額とする。

3 5 同 上

6 税務署長は、国税通則法第三十二条第三項（賦課決定通知）の規定により第一項又は第三項の過怠税に係る賦課決定通知書を送達する場合には、当該賦課決定通知書に課税文書の種類その他の政令で定める事項を附記しなければならない。

7 同 上

(当該職員の権限)

第二十一条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員（以下「当該職員」という。）は、印紙税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又はこれらの者が任意に提出した物件を留め置くこと。

二 課税文書の交付を受けた者若しくは課税文書の交付を受けたと認められる者に対して質問し、当該課税文書を検査し、又はこれらの者が任意に提出した課税文書若しくはその写しを留め置くこと。

三 印紙税納付計器の販売業者若しくは納付印の製造業者若しくは販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査すること。

2 当該職員は、前項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十一条 省 略
2 省 略

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 省 略

二 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

三 省 略

四 第十八条第一項又は第二項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

第二十三条 省 略

第二十四条 省 略

第二十二条 同 上
2 同 上

第二十三条 同 上

一 同 上

二 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告書の提出を怠つた者

三 同 上

四 第十八条第一項又は第二項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

五 第二十一条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四条 同 上

第二十五条 同 上

(国税通則法の一部改正)

第十七条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条—第四条)

第二節 国税の納付義務の承継等(第五条—第九条の二)

第三節 期間及び期限(第十条—第十一条)

第四節 送達(第十二条—第十四条)

第二章 国税の納付義務の確定

第一節 通則(第十五条・第十六条)

第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続

第一款 納税申告(第十七条—第二十二条)

第二款 更正の請求(第二十三条)

第三款 更正又は決定(第二十四条—第三十条)

第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続(第三十一条—第三十三条)

第三章 国税の納付及び徴収

第一節 国税の納付(第三十四条—第三十五条)

第二節 国税の徴収

第一款 納税の請求(第三十六条—第三十九条)

第二款 滞納処分(第四十条)

第三款 雑則(第四十一条—第四十五条)

第四章 納税の猶予及び担保

第一節 納税の猶予(第四十六条—第四十九条)

第二節 担保(第五十条—第五十五条)

第五章 国税の還付及び還付加算金(第五十六条—第五十九条)

第六章 附帯税

第一節 延滞税及び利子税(第六十条—第六十四条)

第二節 加算税(第六十五条—第六十九条)

第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限

第一節 国税の更正、決定等の期間制限(第七十条—第七十一条)

第二節 国税の徴収権の消滅時効(第七十二条・第七十三条)

国税通則法

目次

第一章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第五章 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第七章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 還付金等の消滅時効(第七十四条)

第七章の二 国税の調査(第七十四条の二―第七十四条の十三)

第七章の三 行政手続法との関係(第七十四条の十四)

第八章 不服審査及び訴訟

第一節 不服審査

第一款 総則(第七十五条―第八十条)

第二款 異議申立て(第八十一条―第八十六条)

第三款 審査請求(第八十七条―第九十三条)

第四款 雑則(第九十四条―第九十五条)

第九章 雑則(第九十七条―第一百二十五条)

第十章 罰則(第一百二十六条―第一百二十九条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、国税に関する国民の権利利益の保護を図りつつ、税務行政の公正な運営を確保し、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 省 略

六 納税申告書 申告納税方式による国税に関し国税に関する法律の規定により

次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に関し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金(以下「還付金」という。)の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。

イ・ロ 省 略

ハ 次に掲げる金額(以下「純損失等の金額」という。)

(1) 省 略

(2) 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)に規定する欠損金額又は連結欠損金額でその事業年度又はその連結事業年度(同法第十五条の二(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)以前におい

第三節 同 上

第七章の二 行政手続法との関係(第七十四条の二)

第八章 同 上

第一節 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第三款 同 上

第四款 同 上

第二節 同 上

第九章 同 上

第十章 罰則(第一百二十六条―第一百二十八条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

(定義)

第二条 同 上

一 五 同 上

六 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

(1) 同 上

(2) 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)に規定する欠損金額又は連結欠損金額でその事業年度又はその連結事業年度(同法第十五条の二(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第十五条

て生じたもの（同法第五十七条第二項若しくは第六項、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、同法の規定により翌事業年度以後の事業年度分若しくは翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額若しくは連結所得（同法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下同じ。）の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得若しくは連結所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの

(3) 省 略

二〇へ 省 略

七〇十 省 略

(他の国税に関する法律との関係)

第三条の二 省 略

(納税者権利憲章の作成及び公表)

第四条 国税庁長官は、次に掲げる事項を平易な表現を用いて簡潔に記載した文書

(以下この条において「納税者権利憲章」という。)を作成し、これを公表するものとする。

一 納税者権利憲章を作成する目的及びその根拠となる法律の規定

二 第十七条(期限内申告)に定める納税申告書の法定申告期限内の提出及び第三十五条(申告納税方式による国税等の納付)に定める納期限内の納付並びに

第十一条(災害等による期限の延長)に定める災害等による期限の延長

三 第二十三条(更正の請求)に定める更正の請求

四 第二十四条(更正)又は第二十五条(決定)に定める更正又は決定

五 第三十四条(納付の手續)に定める国税の納付の手續

六 第三十七条(督促)及び第四章第一節(納税の猶予)に定める督促及び納税の猶予並びに国税徴収法に定める滞納処分、換価の猶予及び滞納処分の停止

七 第五十六条(還付)及び第五十八条(還付加算金)に定める国税の還付金又は過誤納金の還付及び還付加算金の加算

八 第六章第一節(延滞税及び利子税)に定める延滞税及び利子税の納付並びに納税の猶予等の場合の延滞税の免除

九 第六章第二節(加算税)に定める加算税の賦課及びその減免

第二項第三号において同じ。)以前において生じたもの（同法第五十七条第二項若しくは第五項、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、同法の規定により翌事業年度以後の事業年度分若しくは翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額若しくは連結所得（同法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第三号において同じ。）の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得若しくは連結所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの

(3) 同 上

二〇へ 同 上

七〇十 同 上

(他の国税に関する法律との関係)

第四条 同 上

十 第七十条（国税の更正、決定等の期間制限）に定める国税の更正決定等の期間制限並びに第七十二条（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十四条（還付金等の消滅時効）に定める国税の徴収権及び還付金等の消滅時効

十一 第七章の二（国税の調査）に定める質問検査権、調査の事前通知、調査の終了通知及び身分証明書の携帯

十二 国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長が国税に関する法律に基づき申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分をする場合の行政手続法（平成五年法律第八十八号）第八条（理由の提示）及び第十四条（不利益処分の理由の提示）の規定に基づく理由の提示

十三 第七十五条（国税に関する処分についての不服申立て）及び第百十四条（行政事件訴訟法との関係）に定める国税に関する法律に基づく処分に関する不服申立て及び訴訟

十四 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に定める税理士（同法第四十八条の二（設立）に規定する税理士法人を含む。）又は同法第五十一条第一項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知をした弁護士（同法第三項の規定による通知をした弁護士法人を含む。）が同法の規定により行う同法第二条第一項各号（税理士の業務）に掲げる税務代理、税務書類の作成及び税務相談

十五 納税者からの照会、相談又は苦情への対応その他納税者による申告及び納付を適正かつ円滑なものとするために国税庁、国税局及び税務署の行う情報提供

十六 国税庁、国税局若しくは税務署又は税関の当該職員がその職務の遂行に当たり法令に従う義務及びこれらの当該職員が職務上知り得た秘密を守る義務

十七 前各号に掲げるもののほか、国税庁が行う事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則に関する事項その他国税に係る手続並びに納税者の権利及び義務に関する事項

（更正の請求）

第二十三条 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から五年（第二号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、九年）以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第二十六条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

（更正の請求）

第二十三条 納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から一年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第二十六条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 三 省 略

2 納税申告書を提出した者又は第二十五条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」という。）を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合（納税申告書を提出した者については、当該各号に定める期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）をすることができ

一 三 省 略

3 7 省 略

（還付加算金）

第五十八条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等を還付し、又は充当する場合においては、次の各号に掲げる還付金等の区分に従い当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定の日又はその充当の日（同日前に充当するのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間（他の国税に関する法律に別段の定めがある場合には、その定める期間）の日数に應じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。

一 省 略

二 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。）により納付すべき税額が減少した国税（当該国税に係る延滞税及び利子税を含む。）に係る過納金 その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日（その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限）

三 省 略

2 省 略

3 二回以上の分割納付に係る国税につき過誤納が生じた場合には、その過誤納金については、その過誤納の金額に達するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次遡つて求めた金額の過誤納からなるものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 5 省 略

一 三 同 上

2 納税申告書を提出した者又は第二十五条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」という。）を受けた者は、次の各号の一に該当する場合（納税申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）をすることができ

一 三 同 上

3 7 同 上

（還付加算金）

第五十八条 同 上

一 同 上

二 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。）により納付すべき税額が減少した国税（当該国税に係る延滞税及び利子税を含む。）に係る過納金 その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日（その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限）

三 同 上

2 同 上

3 二回以上の分割納付に係る国税につき過誤納が生じた場合には、その過誤納金については、その過誤納の金額に達するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次さかのぼつて求めた金額の過誤納からなるものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 5 同 上

(国税の更正、決定等の期間制限)

第七十条 次の各号に掲げる更正決定等は、当該各号に定める期限又は日から五年

(第二号に規定する課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定(納付すべき税額を減少させるものを除く。))については、三年)を経過した日以後においては、することができない。

一 更正又は決定 その更正又は決定に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書に係る更正については当該申告書を提出した日とし、還付請求申告書の提出がない場合にする決定又はその決定後にする更正については政令で定める日とする。)

二 課税標準申告書の提出を要する国税に係る賦課決定 当該申告書の提出期限

三 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定

その納税義務の成立の日

2) 法人税に係る純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを増加させ、若しくは減少させる更正又は当該金額があるものとする更正は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に定める期限から九年を経過する日まで、することができ

る。
3) 前二項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ

る。
4) 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。)についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期

(国税の更正、決定等の期間制限)

第七十条 次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に定める期限又は日か

ら三年を経過した日(同日前に期限後申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日とのいずれか遅い日)以後(法人税に係る更正については、第一号に定める期限又は日から五年を経過した日以後)においては、することができない。

一 更正(第三項の規定に該当するものを除く。) その更正に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書に係る当該更正については、当該申告書を提出した日)

二 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定 当該申告書の提出期限

2) 前項各号に掲げる更正又は賦課決定で次に掲げるものは、同項の規定にかかわらず、同項各号に定める期限又は日から五年を経過する日(第二号及び第三号に掲げる更正(純損失等の金額に係るものに限る。))のうち法人税に係るものについては、同項第一号に定める期限又は日から七年を経過する日)まで、することが

できる。
一 納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定

二 純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正又はこれらの金額があるものとする更正

三 純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを減少させる更正

四 前三号に掲げるものを除き、法定申告期限から三年を経過した日以後に期限後申告書の提出があつた国税についての更正

3) 第二十五条(決定)の規定による決定又はその決定後にする更正は、その決定又は更正に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書の提出がない場合にする当該決定又は更正については、政令で定める日)から五年を経過した日以後においては、することができない。

4) 次の各号に掲げる国税に係る賦課決定は、当該各号に定める期限又は日から五年を経過した日以後においては、することができない。

一 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出がなかつたもの 当該申告書の提出期限

二 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税 その納税義務の成立の日

5) 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。)についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期